

所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務について

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に対して、所有者情報を提供(登録・変更)しなければなりません。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人にも危害を及ぼすおそれがありますので、清掃や点検等の保守に努める必要があります。特に、賃貸住宅・アパートなどで特定保守製品を家主が設置・所有している場合は、家主(家屋賃貸人等)は賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから、特にその保守が求められます。



●製造・輸入事業者への所有者情報の提供の責務 行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は、製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入し、返信用葉書部分を投函、もしくは購入元の販売事業者等に渡して代行してもらうか、インターネットや携帯電話、電話等(下図中「所有者登録の方法」参照)によって、製造・輸入事業者に対し、所有者情報を提供しなければなりません。その際に、所有者票のお客様控えについては大切に保管してください。
- ・具体的な所有者情報の項目は、おおむね下図の記載項目のとおりです。
- ・引っ越しで製品の所在場所が変わった場合や、中古不動産の購入で製品の所有者が替わった場合など、所有者情報に変更が生じた時も、製造・輸入事業者に対し変更の登録を行ってください。なお、所有者情報の変更は、新たな所有者が行ってください。

所有者票における所有者情報の記載項目(例)

この所有者票はお客様の控えとなります。取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。		お客様控え所有者票	
■所有者登録の方法 所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。 ・所有者票(返信はがき)でのご登録 所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。 インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。 ・インターネットでのご登録(各社任意事項) http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。 ・携帯電話でのご登録(各社任意事項) 右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。 ・電話でのご登録(各社任意事項) ㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。 受付時間は平日9:00~17:00です。		■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。 ■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。 ㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX ㈱ABCホームページ http://www.abc.co.jp/	
1. 製品名 XX-XXXXXX 2. 製造・輸入事業者名 株式会社ABC 3. 製造年月 20XX年XX月 4. 製造番号 XXXX-XXXXXX 5. 設計標準使用期間 △△年 6. 点検期間 20XX年XX月~20XX年XX月 7. 点検連絡先 株式会社XYZ 0120-XX-XXXX		所有者票(返信用) お客様記入欄 ※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。 ・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。 ・お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付してご返信下さい。	
① 特定保守製品所有者情報 フリガナ ※お名前 ※法定点検通知等送付先ご住所 〒XXXX-XXXX 都道府県 市 区郡 アパート・マンション名 部屋番号 号室 電話番号 FAX番号 ※法定点検等通知方法 □郵送による通知のみ希望 □E-mailによる通知のみ希望 □郵送と両方希望(各社任意事項) E-mailアドレス: @ 次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。 □上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記□にチェックを入れて下さい。 ※製品の所在場所 〒XXXX-XXXX 都道府県 市 区郡 アパート・マンション名 部屋番号 号室 次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。		② 物件管理会社情報 法人名称 所在地 〒XXXX-XXXX 都道府県 市 区郡 建物名称 電話番号 FAX番号	
表面(お客様控え所有者票)の「お客様(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れて下さい。 □はい □いいえ			

製品の所有者情報の取扱いについて → [15頁] 個人情報の取扱いに関するガイドライン参照

- ・製造・輸入事業者や販売事業者等は、消安法や個人情報保護法に従い、所有者情報を安全に管理しなければなりません。
- ・所有者情報は、点検通知や製品のリコール情報等の保守等に関するお知らせ以外には用いられません。

●点検を受けるなど特定保守製品の保守の責務

行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は、製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報の提供(登録・変更)が行われている場合は、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)から点検通知があります。
- ・特定保守製品を賃貸住宅・アパートなどに設置・所有している家主などの事業者(家屋賃貸人等)は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから、特にその保守が求められます。
- ・点検を受けた場合、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)から下図のような書面で点検結果が伝えられます。
- ・点検の結果、不適合となった場合、整備(修理を含む)をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に相談してください。
- ・法定点検期間の終了後も継続して製品をご使用される場合は、こまめに点検を受けてください。

点検結果の書面(例)

浴室用電気乾燥機 点検結果-明細表		No. _____	
お名前 _____		点検日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
ご住所 〒 _____			
型名 _____	製造番号 _____	電話番号 _____	製造年月 ____ 年 ____ 月
設計標準使用期間 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日		法定点検期間 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ ____ 年 ____ 月 ____ 日	
判定 ○ : 適合しています。 △ : 回復可能な不適合がありました。処置しました。(後、継ぎなど) × : 不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。 : 今回の点検には該当しません。			
検査項目	判定	コメント	
① 機器固定用金具の異常			
② 製品取付ねじの緩み			
① 熱による異常		著しい変形 変色 破損	
① 埃の堆積			
② 異物の混入			
① ヒーターの接続部の異常		変形 変色 腐食	
① モーターの接続部の異常		変形 変色 腐食	
② モーターの異常		回転異常	
① 著しい変色			
① 配線の結束部の外れ			
② 配線の被覆の損傷			
③ 接続コネクタの異常			
点検結果	① 動作試験	結果	
点検結果	② 絶縁抵抗	結果	
*動作試験は試運転を行い、振動、異常音がないか確認すること。 *絶縁抵抗試験は1MΩ以上であること。			
総合判定(今回の点検による所見)		点検技術料 円	
☐ 適合しています。		出張料 円	
☐ 不適合と判定します。		駐車料金等 円	
☐ 整備をすればご使用いただけます。		小計 円	
・整備をせずにご使用すると、発火・けが等の事故に至るおそれがあります。		消費税 円	
・整備費用については点検者にご相談ください。		合計 円	
☐ ご使用を中止してください。		お客様確認(サイン)	
判定理由(コメント)			
※不適合の場合、下記サービスステーションまでご連絡ください。			
社名 サービスステーション _____		点検者 _____ 印	
電話番号(サービスステーション) _____			

※ 上記の通り点検いたしました。本表はお客様の控えですので、今回お願いした事項をお守りいただき大切に保管ください。
「個人情報の扱いについて」お客様から申し出いただいた情報は、今後の製品安全に関するお知らせのために記載内容を活用させていただきますので、ご了承ください。
※ この点検は平成21年4月1日に改正施行される消費生活用製品安全法の点検基準に基づき、現時点での状況に関して診断したものです。
※ 今後、法定点検期間が終了しても継続して本製品をご使用頂く場合は、こまめな点検が必要となります。
再度、点検を希望される場合には、TEL00-0000に連絡下さい。その際、整備用部品が無いこともありますので、ご了承下さい。

●点検

- ▶ 点検基準の適合性を確認するものであり、**整備(修理を含む)までは含まれません**。また、点検には**点検料金**※がかかります。

※点検料金は、特定製造事業者等が点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えないように定めることとされております。

●設計標準使用期間

- ▶ 標準的な使用条件([4頁]参照)の下で使用した場合に、安全上支障なく使用することができるとして、科学的に確認または判断された期間です。
- ▶ **無償の保証期間とは異なるものです**。
- ▶ 標準的な使用条件を超える使用頻度や使用環境と異なる場合など、経年劣化を特に進める事情がある場合、この期間よりも**早期に安全上支障を生ずるおそれが多くなります**。

●総合判定

- ▶ 総合判定で適合となった場合にも、点検はこまめに受けてください。
- ▶ 総合判定の結果をもとに、修理をするか、そのまま使うか、買い替えるかは、ご自分の責任で検討してください。

平成21年4月1日(法施行日)前に製造・輸入された特定保守製品(既販品)の点検等の保守について

- ▶ 製造・輸入事業者は、既販品を含め、特定保守製品の点検等の保守体制を整備することとしております。
- ▶ 製品を長期にわたり使用している場合は、注意してご使用いただくとともに、安全上、点検することをお勧めします。点検の際には製造・輸入事業者(特定製造事業者等)にご連絡ください。また、製品に異常があれば速やかに使用を中止してください。
- ▶ 製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページ等により情報提供することとしておりますので、ご参照ください。